

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年9月21日（金） 9：33～9：47

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

福井照 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

欠席者：中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1件

○政令 11件

○人事 4件

○報告 4件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、平成31年に我が国において開催予定の金融・世界経済に関する首脳会合の準備等のため、電気通信設備の借上げ等に必要な経費として約75億4千万円を一般会計予備費から使用するものであります。

次に、政令11件について、御決定をお願いいたします。まず、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日令」は、同法のうち、特定地域内学部収容定員の抑制に関する規定等の施行期日を本年10月1日と定めるものであり、「同法第5条第3項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令」は、同法の施行に伴い、同収容定員の算定方法等を定めるものであります。

次に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例を講ずる期限を定めるものであります。

次に、「組合等登記令の一部を改正する政令」は特定非営利活動促進法の一部改正法の一部の施行に伴い、特定非営利活動法人の登記しなければならない事項から「資産の総額」を削除するものであります。

次に、「文部科学省組織令の一部を改正する政令」は、文化庁に企画調整課等を新たに置く等、同庁の組織の再編等を行うものであり、「農林水産省組織令の一部を改正する政令」は、農村振興局整備部設計課の所掌事務等の変更を行うものであります。

次に、「第8次地方分権一括法の施行期日を定める政令」は、同法の施行期日を平成31年6月1日と定めるものであります。

次に、「漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部改正等法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、養殖業に係る規定の施行期日を平成31年4月1日と定めるものであり、「漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令」は、養殖共済の対象として、うなぎ養殖業を加える等の措置を講ずるものであります。

次に、「防衛省設置法及び自衛隊法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に給付金を支給する制度を新設する規定等の施行期日を本年10月1日と定めるものであり、「自衛隊法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、給付金の支給に関し、当該使用者の範囲を定める等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。安倍内閣総理大臣が国際連合総会出席等のため23日から28日まで、麻生副総理が日米首脳会談同席等のため25日から28日まで、河野外務大臣が女性外相会合及び国際連合総会出席等のため本日から30日まで、世耕経済産業大臣が日米欧三極貿易大臣会合出席等のため24日か

ら29日まで、茂木内閣府特命担当大臣が米国政府要人との会談等のため24日から28日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ国際博覧会交渉官中村富安に、2020年ドバイ国際博覧会における陳列区域日本政府代表を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、文部科学省人事といたしまして、文部科学事務次官戸谷一夫外1名を願いに依り免ずることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、新谷一信外189名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、一般職の国家公務員等及び自衛隊員に係る再就職状況の平成30年度第1・四半期報告及び平成29年度公表があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、あわせて、昨年度の報告を取りまとめ公表するものがあります。本年4月から6月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは373件、自衛隊員によるものは71件となっており、また、昨年度においては、一般職の国家公務員等によるものは1,628件、自衛隊員によるものは225件となっております。

次に、配布資料といたしまして、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○野田国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。8月の全国の消費者物価指数は、1年前に比べ1.3%の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.9%の上昇と、20か月連続の上昇となりました。生鮮食品とエネルギーを除いた指数は、1年前に比べ0.4%の上昇と、14か月連続の上昇となりました。これは、主にガソリンや電気代などの「エネルギー」が上昇したことによるものです。また、「生鮮食品を除く食料」なども上昇となりました。

○菅国務大臣：次に、松山大臣。

○松山国務大臣：秋の全国交通安全運動について、御説明いたします。

本日9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動を実施します。また、この期間中、ゼロの付く30日を、「交通事故死ゼロを目指す日」として、交通事故で亡くなる方がゼロとなることを目指します。

今回の運動では、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」の4点を重点に掲げ、地方自治体や関係団体、多くのボランティアの皆様と力を合わせ、効果的な運動を展開してまいります。

これから年末にかけては、例年、交通事故が増加する傾向があります。閣僚の皆様には、交通安全対策の推進に、引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

- 菅国務大臣：次に，国家公安委員会委員長。
- 小此木国務大臣：本年の交通事故死者数は，昨年より減少しているものの，依然，多くの尊い命が失われていることに変わりはありません。特に高齢者については，歩行中死者に占める割合が7割を超えるなど，情勢は深刻なものとなっております。また，例年，この時期から，特に夕暮れ時や夜間における歩行中・自転車乗用中の交通死亡事故が増加する傾向にあります。警察では，各自治体や関係機関・団体と連携しながら，高齢者に対する指導・働き掛けを強化するとともに，早めのライト点灯や反射材の着用を推進してまいります。また，取締りとも連動させながら，横断歩道における歩行者の保護にも努めてまいりますので，閣僚各位の御理解と御協力をお願いいたします。
- 菅国務大臣：次に，内閣総理大臣から御発言がございます。
- 安倍内閣総理大臣：麻生副総理，河野大臣，世耕大臣及び茂木大臣は，それぞれ海外出張いたしますが，その出張不在中，野田大臣を財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に，鈴木大臣を外務大臣の臨時代理に，小此木大臣を経済産業大臣の臨時代理及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理に，林大臣を経済財政政策担当大臣の事務代理に，それぞれ指定又は命じることといたします。なお，私も，23日から28日まで，海外出張いたしますが，その出張不在中の臨時代理は，既に指定されているとおり，麻生副総理となり，麻生副総理が海外出張不在中は，菅内閣官房長官となりますので御了知願います。
- 菅国務大臣：これをもちまして，閣議を終了いたします。

引き続き，閣僚懇談会を開催いたします。なお，海外出張された松山大臣及び文部科学大臣の帰朝報告は，お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので，以上をもちまして，閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年
9月21日〕（金）

◎一般案件

資料あり
資あり ○平成30年度一般会計予備費使用について
（決定）（財務省）

◎政令

資料あり
資あり ○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）

（内閣府本府・内閣官房・文部科学省）

〃 ○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第5条第3項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令（決定）（同上）

〃 ○就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）

（内閣府本府・文部科学・厚生労働省）

〃 ○組合等登記令の一部を改正する政令（決定）
（法務省）

〃 ○文部科学省組織令の一部を改正する政令（決定）
（文部科学省）

〃 ○農林水産省組織令の一部を改正する政令（決定）
（農林水産省）

〃 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（決定）

（厚生労働省・内閣府本府）

〃 ○漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（決定）
（農林水産省）

- 資料あり ○漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令
（決定）（農林水産・財務省）
- 〃 ○防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律
の一部の施行期日を定める政令（決定）（防衛省）
- 〃 ○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）

◎人 事

- 資料なし ☆内閣総理大臣安倍晋三外4名の海外出張について
（了解）
- 資料あり ○経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ
国際博覧会交渉官中村富安に2020年ドバイ国際博覧会における陳列区域日本政府代表を命ずる
ことについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得る
ことについて（決定）
- 〃 ☆元判事新谷一信外189名の叙位又は叙勲について
（決定）

◎報 告

- 資料あり ☆国家公務員法第106条の25第1項等の規定に
基づく報告について（内閣官房）
- 〃 ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報
告について（防衛省）
- 〃 ☆国家公務員法第106条の25第2項等の規定に
基づく国家公務員の再就職状況の公表について
（内閣官房）
- 〃 ☆自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自
衛隊員の再就職状況の公表について（防衛省）

◎配 布

- ☆消費者物価指数（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]